

県立短期大学付属幼稚園に係る入園料の減免について

教育総務課

1 目的

東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難な幼児に対し、短期大学付属幼稚園の入園料及び保育料を減免することにより、教育機会の確保を図る。

2 内容

(1) 対象者（1名）の概要

項目	内容
前住所	福島県南相馬市
現住所	長野県長野市三輪
転居（転園）の理由	原発事故により、居住地が緊急時避難準備区域に指定されたため（被災証明書あり）
家族構成	父、母、長男（当該園児）、長女

(2) 所要額（減免額）

項目	減免額	減免根拠等
入園料 A	31,300 円	地方自治法第 96 条第 1 項 10 号、知事専決処分事項の 7（※1）
保育料 B	148,000 円	長野県短期大学条例第 7 条
国庫補助 限度額 C	20,000 円	被災児童生徒就学支援等臨時特別交付金交付要綱（※2）
県負担額 A+B-C	159,300 円	

※1 権利の放棄（1件10万円未満）

※2 なお、国庫補助限度額を超える額については特別交付税の対象となる。

(参考) 長野県への受入れ児童生徒数（人）（平成 24 年 1 月 1 日現在）

区分	公立	私立	合計
幼稚園	9	26	35
小学校	141		141
中学校	23		23
高等学校	8	1	9
特別支援学校	1		1